

取消理由が通知される前までであれば、特許異議申立人は、特許異議の申立てを取り下げることができます。(特§120の4①)。

また、二以上の請求項に係る特許異議の申立ては、請求項ごとに取り下げることができます。(特§120の4②で準用する特§155③)

作成見本

## 異議取下書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁長官（特許庁審判長） 殿

- 異議番号  
異議〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇
- 特許異議の取下に係る特許の表示  
特許番号 特許第〇〇〇〇〇〇〇号  
(取下げに係る請求項 請求項〇、請求項〇)
- 特許異議申立人  
住所（居所） 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号  
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
氏名（名称） 特許株式会社  
(代表者 〇〇 〇〇)
- 代理人  
(識別番号 100XXXXXX)  
住所（居所） 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号  
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
氏名（名称） 弁理士 特許 次郎
- 添付書類又は添付物件の目録  
(1) 包括委任状番号 〇〇〇〇〇〇〇

[備考]請求項ごとに取り下げる場合は、書類名を「一部異議取下書」とし、「特許異議の取下に係る特許の表示」の欄に特許番号と取下げに係る請求項を記載してください。